【組合員のみなさまへ】

# 令和５年８月１日より現金での取引が厳格化されます。

**渉外担当者等の外務員へ以下の取引を依頼される場合**

## ①口座の開設

## ②現金での払戻

**窓口担当者等からの取引意思や取引目的の確認のためご連絡をさせていただく手続きとなります。**

ご利用されるみなさまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいますようよろしくお願いいたします。